

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）及び学校保健統計調査規則（昭和27年文部省令第5号）による。

3. 調査の範囲・対象

(1) 調査の範囲

調査の範囲は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校（以下「調査実施校」という。）とした。

(2) 調査の対象

調査実施校数、調査対象者数及び抽出率(千葉県)

区分	県内学校数等		調査対象校等					
	学校総数 (校・園) A	児童等総数 (人) B	調査実施校数 (校・園) C	抽出率 C/A %	発育状態調査対象者数 (人) D	抽出率 D/B %	健康状態調査対象者数 (人) E	抽出率 E/B %
幼稚園	585	36,354	46	7.9	1,887	5.2	3,517	9.7
小学校	857	337,351	64	7.5	6,054	1.8	37,760	11.2
中学校	406	164,064	44	10.8	5,204	3.2	23,506	14.3
高等学校	189	147,820	37	19.6	3,285	2.2	32,492	22.0

- 1) 学校総数、児童等総数は平成22年度学校基本調査結果による。
- 2) 発育状態の調査は、調査実施校に在籍する幼児、児童及び生徒のうちから年齢別男女別に抽出されたものを対象とし、健康状態の調査は、調査実施校の在学者全員を対象としている。
- 3) 幼稚園の児童等総数は「満5歳児」のみの人数。
- 4) 中学校には中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程をそれぞれ含む。
- 5) 高等学校の学校総数及び児童等総数には「通信制課程」を含んでいない。

4. 調査事項

- (1) 幼児、児童及び生徒の発育状態（身長、体重及び座高）
- (2) 幼児、児童及び生徒の健康状態（栄養状態、脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、視力、聴力、眼の疾病・異常の有無、耳鼻咽頭疾患・皮膚疾患の有無、歯・口腔の疾病・異常の有無、結核の有無、心臓の疾病・異常の有無、尿糖検出、蛋白検出の有無、寄生虫卵の有無、その他の疾病・異常の有無及び結核に関する検診の結果）

5. 調査の時期

調査は、学校保健安全法による健康診断の結果に基づき、平成22年4月1日から6月30日の間に実施した。

6. 調査系統



7. 利用上の注意

(1) 統計表の符号の用法は、次のとおりである。

「—」---- 該当者がいない場合

「0.0」---- 計数が単位未満の場合

「…」---- 調査対象とならなかった場合

「X」---- 標本サイズが小さい等のため、統計数値を公表しない場合

(2) 表示単位未満は、四捨五入した。

このため、数値の内訳と合計が一致しない場合がある。

(3) 健康状態調査については、平成18年度から調査対象校の全在学者を対象に調査を実施した。

(4) この結果報告書の数値は、後日文部科学大臣が公表する数値をもって確定値となる。